

令和5年4月

保護者 様

岡山市立政田小学
校長 溝口 篤

警報発令にともなう臨時休業等の扱いについて

平素から児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。さて、標記のことについて、次のとおり対応させていただきますので、テレビ・ラジオ等の気象情報をご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 午前6時30分に岡山市に下記の警報や中学校区に避難指示が発令された場合

暴風・暴風雪・大雪及び特別警報

上南中学校区に避難指示の発令

(1) 上記の警報及び避難指示が、午前6時30分に発令されている場合には、臨時休業となります。

午前6時30分以降に警報が解除されても、登校することはありません。

(2) 午前6時30分以前に警報等が解除されたり、注意報に変わったりした場合には、通常通り登校させてください。

2 児童が在校中に警報等が発令された場合

状況に応じて、下校させることがあります。その際、帰宅連絡（メール・電話）をします。

状況によっては地区の保護者の方に付き添っていただく必要が生じるかもしれません。また、各家庭にお子さんを引き渡すことも想定されますのでよろしくお願いいたします。

3 その他のお願い

(1) 河川や用水の増水・道路の冠水等、通学路が危険と判断される場合、自宅に待機しその状況を学校にご連絡ください。

(2) 一方で、学校からの連絡が遅れてしまい、対応に支障をきたすこととなりますので、各家庭からの直接電話による問い合わせは、ご遠慮ください。

(3) 次の内容について、各家庭でご指導ご確認くださいますようお願いいたします。

① 通学路に登下校すること。

② 垂れ下がった電線に近付いたり触ったりしないこと。

③ 浸水中の道路をやむを得ず通る場合は、中央を通ること。

④ 増水した河川や用水には、近づかないこと。

⑤ やむを得ず留守にしたり、連絡がとれなかったりした場合に、家庭でどのように過ごすのかを、よく話し合っておくこと。

ご家庭内の目につきやすい場所に掲示しておいてください。

保護者 様

岡山市立政田小学校
校長 溝口 篤
岡山市立政田幼稚園
園長 櫻井 敬子

地震発生時の対応について

平素から幼児・児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、標記のことについて、次のとおり対応させていただきますので、テレビ・ラジオ等の情報などをご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 幼児・児童が学校園にいる時に地震が発生した場合

(1) 岡山市で震度5以上の地震（震度5弱・5強を含む）

幼児・児童の引き渡しを行います。保護者及びご家族の方に引き渡しますので、保護者やご家族の方が来校（園）されるまで、幼児・児童は安全のため学校園に待機します。

(2) 岡山市で震度4の地震（震度4弱・4強を含む）

通学路等の安全を確認した後、児童は教職員が付き添って集団下校をします。幼児は、通常通りお迎えをお願いします。

(3) 岡山市で震度3以下の地震（震度3弱・3強を含む）

通学路等の安全を確認した後、児童は、通常通り下校します。

2 幼児・児童が自宅にいる時に地震が発生した場合

(1) 岡山市で震度5以上の地震（震度5弱・5強を含む）

前日17時～登校時間までに発生した場合は、臨時休業となるので登校（園）しません。

(2) 岡山市で震度4以下の地震

通常通り授業を行いますので、登校（園）します。

3 登下校の途中で地震が発生した場合

強い地震が発生した時は安全確保のため、建物や塀等のない場所で、落下物から身を守るために揺れが収まるまで待ちます。その後は、「帰宅する」のか「学校へ行く」のか、児童が判断して行動します。（その時の場所が近い方を選択します。）幼児については、保護者の方が判断して安全な方法を選択してください。震度5以上の場合は、臨時休業となりますので、学校に来た場合は、保護者及びご家族の方に引き渡します。保護者やご家族の方が来校（園）されるまで、幼児・児童は安全のため学校園に待機します。

4 その他

○上記の内容は、あくまで対応の目安です。岡山市の震度と学区の被災状況とが一致しない場合も予想されます。学区の被災状況をもとに臨機応変に判断しますので、上記とは異なる対応をする場合もあります。

○大規模な地震が発生すると、電話やメールなどの通信手段が使えなくなり、各家庭に個別に連絡することは不可能となります。この対応方法についてよくご理解の上、行動できるようご家庭でも普段から話し合っておいてください。

○大津波・津波警報発令時については、発令される避難情報により臨時休業の判断を行います。

また在校園時に発令された場合は、保護者への引き渡しはしません。原則、警報が解除され、安全が確保された後に引き渡します。

※引き渡し方については、別紙大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル参照。

ご家庭内の目につきやすい場所に掲示しておいてください。



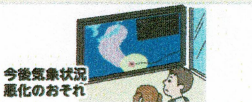
令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁